



# 「空き家バンク」がスタートしました

全国的に空き家が増加しています。空き家の利活用を促進することで、老朽化による危険を回避したり、地域の防災や防犯に役立てたりすることができます。

「塩竈市 空き家バンク」を開始し、生活環境の保全を図るとともに、定住の促進と地域の活性化を推進します。

## ■空き家バンクって何？

空き家を「売りたい」「貸したい」と考えている所有者に物件を登録してもらい、空き家を「買いたい」「借りたい」と考えている利用希望者に情報提供する制度です。

※市では空き家の売買または賃貸借に関する交渉や契約などの媒介行為は行いません

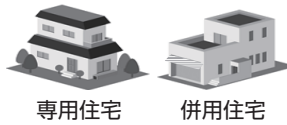
## ■どんな空き家が対象なの？

市内にある現在使用していないまたは近々使用しなくなる予定の物件で、次のすべてに該当するものです。

- ①良好な管理状態にある専用住宅または併用住宅
- ②建築基準法および都市計画法の規定に適合するもの
- ③過去に所有者などの使用実績があり、賃貸または分譲を目的として建築されたものでないこと

### 対象となる空き家

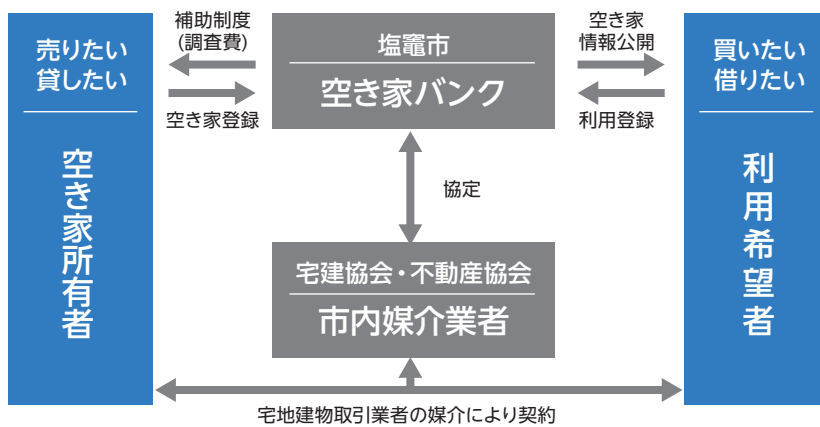
#### 住宅（持家）



#### 住宅（賃貸・分譲）



## ■空き家バンクの利用イメージ



宮城県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会宮城県本部と媒介に関する協定を締結しています。

☎ 定住促進課定住企画係 ☎ 364-1126

## 塩竈市津波被災住宅再建支援事業の申請は令和3年3月31日まで

東日本大震災の津波により被災した世帯で、市内に住宅を建設・購入を行った場合、取得経費や資金借入に伴う利子相当額を補助する「津波被災住宅再建支援事業」を実施しています。対象となる方で、申請がお済みでない方は、早めに申請をお願いします。



名称	対象	概要	補助上限額
①住宅取得	金融機関から資金を借り入れせずに住宅を取得した方	住宅の取得に要した経費を補助	250万円
②住宅・土地取得	金融機関から資金を借り入れて住宅・土地を取得した方	住宅の取得に要した経費と借入にかかる利子相当額を補助	708万円
③住宅・土地取得 (がけ地近接等危険住宅 移転事業の遡及適用)	浦戸寒風沢・桂島の一部が災害危険区域に指定される前に、同地区から市内のほかの地区に移転した方	住宅の取得に要した経費と借入にかかる利子相当額を補助	708万円

※対象基準がありますので詳しくは問い合わせください

☎ 健康福祉部生活福祉課総務係 ☎ 364-1131